

重要事項説明書

保育所等訪問支援事業所「忠さんのデイサービス」

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

| | |
|-----------|-------------------|
| 名 称 | 株式会社 Life Change |
| 所 在 地 | 高知県高知市八反町1丁目13番3号 |
| 電 話 番 号 | 088-821-8816 |
| 代 表 者 氏 名 | 代表取締役 細川 忠 |
| 設 立 年 月 日 | 平成26年9月14日 |

2. 事業所の概要

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称 | 忠さんのデイサービス |
| 事業所所在地 | 高知県高知市大原町84-1 |
| 事業所の種別 | 保育所等訪問支援事業 |
| 開設年月日 | 平成30年4月10日 |
| 管理者氏名 | 津野 功 |
| 電話番号 | 088-881-3024 |
| F A X | 088-881-3024 |
| 事業所番号 | 保育所等訪問支援事業所番号：3950100390 |
| 目的 | 保育所等を訪問し、利用者が保育所等での安定した集団生活を営むことができるよう、支援を行うことを目的とします。 |
| 運営方針 | ① 事業所は、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、また社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ② 事業の実施に当たっては、保護者の必要な時に必要な保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。 ③ 事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるもの |

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | とする。 ④ 前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 |
| 併 設 事 業 | 居宅訪問型児童発達支援事業、通所介護事業、訪問看護事業 |

3. 事業所の設備等の概要

① 建物及び敷地面積

| | |
|---------|------------------------------|
| 構 造 | 軽量鉄鋼造スレート葺 2階建 |
| 延 べ 面 積 | 約 23 坪 (約) 73 m ² |

② 主な設備

| 居 室 の 種 類 | 室数 | 面積 | 設備 | 備考 |
|-----------|-----|--------------------|--------------------|----|
| 相談室 | 1 室 | 2.8 m ² | 相談用テーブル 1 台、椅子 2 脚 | |

4. 営業時間とサービス提供時間

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 営業日 | 月～金曜日 (土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 は定休日) |
| 営業時間 | 8:30～17:30 |
| サービス提供時間 | 8:30～17:00 |

5. 職員の体制

| 職種 | 業務内容 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者 | 常勤 1 名 (兼務) 管理者は、従業者の管理、保育所等訪問支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。 |
| 児童発達支援 管理責任者 | 常勤 1 名 (兼務) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上見直しを行います。サービス利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。また、他の従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。 |
| 訪問支援員等 | 3 名以上 (作業療法士、言語聴覚士) 個別支援計画に基づき利用者及び保護者に対し適切に支援等を行います。 |

6. サービスの内容

保育所等訪問支援計画書を作成し、それに基づく訪問支援を行います。

訪問支援員は、訪問先の保育所等と従業員に身分を明らかにする証明書等を携行し、初回訪問時及び保護者等から求められた場合は、これを提示します。

（1）保育所等訪問支援計画に基づく支援

ア 利用者本人に対する支援

| 職種 | 内容 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集団生活適応のための支援等 | <p>① 機能訓練 保育所等の施設へ訪問し、心身およびコミュニケーション機能(能力)の向上ならびに利用児童個々人の具体的な目標設定を行い、その実現に向けて援助を行います。 ア. 個別支援 イ. 発達状況に応じた環境調整</p> <p>② 社会適応訓練 保育所等の施設へ訪問し、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、保育所等での基本的なルールの遵守や集団生活の円滑化を促しています。</p> <p>③ 読み書きへの対応 保育所等の施設へ訪問し、利用児童の特性に応じた学習法を検討し援助を行います。</p> <p>④ 行動面への対応 保育所等の施設へ訪問し、問題とされる行動の原因を探求し、関わり方を踏まえた環境調整の実施し援助を行います。</p> |

イ 訪問先保育所等のスタッフに対する支援

| 職種 | 内容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 支援方法等の指導等 | 利用者が集団生活を営む保育所等を訪問し、利用者が保育所等での安定した集団生活を営むことができるよう、専門的な支援方法等を当該保育所等のスタッフに行います。 |

（2）保育所等訪問支援計画書の作成

- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な支援の方針
- ウ 生活全般の質を向上させるための課題
- エ 個別の支援の目標及びその達成時期
- オ 訪問支援を提供する上での留意事項等

6. 利用料金

(1) 基本的なサービス利用料金 1単位=10円

| | | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|----------------|--------|
| 保育所等訪問支援給付費 | 1人 | 1,071単位 | 1日につき |
| | 複数 | 996単位 | |
| 訪問支援員特別加算 I・II ※1 | | 700~850単位 | |
| 初回加算 ※2 | | 200単位 | 初回のみ |
| 家族支援加算 ※3 | | 300単位 (1時間以上) | 月2回を限度 |
| | | 200単位 (1時間未満) | |
| | | 100単位 (事業所で対面) | |
| | | 80単位 (オンライン) | |
| 上限管理加算 ※4 | | 150単位 | 1ヶ月につき |
| 特別地域加算 ※5 | | 所定単位数の15% | 1ヶ月につき |
| 多職種連携支援加算 ※6 | | 200単位 | 月1回を限度 |
| 関係機関連携加算 ※7 | | 150単位 | 月1回を限度 |
| ケアニーズ対応加算 ※8 | | 120単位 | 1日につき |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 ※9 | | | |

※1 訪問支援員特別加算

障がい児通所支援・障がい児相談支援等で一定の業務従事歴がある者を配置し、訪問支援を行った場合に、一日につき所定の単位を算定するものです。

I→業務従事 10年以上 II→業務従事 5年以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士・など

※2 初回加算

児童発達支援管理責任者が、初回又は初回に属する月に訪問先との事前調整やアセスメントへ同行した場合に所定の単位を算定するものです。

※3 家族支援加算

利用者の居宅を訪問し、当該児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に所定の単位を算定するものです。月に2回まで可。

※4 上限管理加算

当事業所が保護者から依頼を受け、指定基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担合計額の管理を行った場合に、一ヶ月につき所定の単位を算定させていただきます。

※5 特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している障がい児に対して、支援を行った場合に、一ヶ月につき所定の単位を算定させていただきます。

※6 多職種連携支援加算

障がい特性や子どもの状態に応じた適切な支援を行うため、異なる専門性を有する複数職員で連携して訪問支援を行った場合に所定の単位を算定するものです。

※7 関係機関連携加算

訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により、情報連携を行った場合に所定の単位を算定するものです。

※8 ケアニーズ対応加算

著しく重度の障がい児又は医療的ケア児に対し、専門スタッフが訪問支援を行った場合に所定の単位を算定するものです。

※9 福祉・介護職員処遇改善加算（保育所等訪問支援給付費等公費合計金額の 96/1000）

（2）利用料金は、1ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月 20 日を目処に現金にてお支払いください。

7. サービス利用に当たっての留意事項

- （1）保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。
- （2）「住所」及び「支給量」等、受給者証の記載内容の変更や更新があった場合は、できるだけ速やかにお知らせください。確認後、コピーを取らせていただきますので、提出をお願いいたします。
- （3）長期間（1ヶ月以上）に亘って利用がない場合、契約解除のご相談をさせていただく場合があります。※入院等は除く。

8. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

① 苦情等申立先

・本事業所の窓口

相談及び苦情に関し、事業所内に常設の窓口を設置し、相談担当者を設けています。

常設窓口：電話 088-881-3024 携帯 080-4461-7505

FAX 088-881-3024

担当者：管理者 津野 功

営業日：月～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 は定休日）

受付時間：9：30～17：30

・事業所以外の窓口

高知県障害保健福祉課：088-856-8833

高知市障がい福祉課：088-823-9378

② 虐待防止

・本事業所の窓口

虐待防止に関し、事業所内に担当者を配置し、利用者の人権擁護、虐待防止の為に必要な体制の整備を行います。

常設窓口：電話 088-881-3024 携帯 080-4461-7505

FAX 088-881-3024

担当者：管理者 津野 功

営業日：月～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 は定休日）

受付時間：9：30～17：30

・事業所以外の窓口

高知市障害者虐待防止センター：電話 088-822-4715

9. 緊急時の対応

訪問支援において緊急事態が発生したときは、保育所等訪問先の職員の指示に従い、対処するものとします。

10. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する保育所等訪問支援中に事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録します。

11. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

個人情報保護管理者：津野 功

- ① 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ② 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 利用者及び保護者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて同意を得ることとします。

12. 保育所等訪問支援事業の第三者評価の実施状況

保育所等訪問支援事業に対する第三者評価は、実施しておりません。

令和 年 月 日

保育所等訪問支援の利用にあたり、契約に際し保護者に対して契約書及び本紙面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業所】

所 在 地 高知県高知市大原町84-1

事業所名 株式会社Life Change
保育所等訪問支援「忠さんのデイサービス」

代 表 者 代表取締役 細川 忠 印

私は契約書及び本紙面により、これから利用する保育所等訪問支援事業の重要な事項について、事業所から説明を受けました。

【保護者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

児童氏名 _____